

# T GRIP TOKYO FITNESS STUDIO 会員規約

## 第1条 名称及び所在地

本ジムの名称・所在地は本文末尾に明記します。（以下「本ジム」と総称致します。）

## 第2条 運営について

本ジムの運営・管理（会員資格の得喪変更、会費・諸費用の収受、会員規約の制定・改廃等の決定手続きを含む）はT GRIP TOKYO FITNESS STUDIOが行います。

## 第3条 ジムの目的について

本ジムは、入会された会員が本ジム内の施設を利用して心身の健康の維持・増進を図るとともに会員相互の親睦を密にし、品位あるジムライフをエンジョイすることを目的とします。

## 第4条 入会資格

①本ジムに入会できる方は、本ジムの趣旨に賛同し本規約を承諾した方とします。（以下「会員」といいます）  
②暴力団構成員、メンバーの円滑なジムライフに支障を来す可能性がある方、その他本ジムが不相当と認める方は入会資格がありません。また、入会後であってもこれらの事象が判明した時点で退会していただきます。

## 第5条 会員の種類

本ジムの会員の種類は、一般会員・女性会員・パーソナル会員・限定会員（回数券）の4種にわかれます

## 第6条 会員資格の貸出、譲渡の禁止

会員の資格は登録された個人のもので、登録された方以外の施設利用、譲渡はできません。

## 第7条 入会手続について

①本ジムに入会する方は所定の入会手続を行い、本ジムの承認を得た上、定める会費・入会諸費用をお支払いいただきます。また、必要により医師の健康証明書の提出を求めることがあります。  
③入会する本人が未成年者の場合は、本人と保護者の連名で申込み手続をとらなければなりません。この場合、保護者は、自ら会員になった場合と同様に本規約に基づく責任を本人と連帯して負担し同意するものとします。

## 第8条 入会金について

①会員は、本ジムの定める入会金を、所定の方法で本ジムに支払わなければなりません。なお、当該入会金は、入会契約締結及び履行のための必要費用であり、一旦納入した入会金は返還しません。  
②不定期に行うキャンペーンにより入会金、月会費などが免除される場合がございますが、規約の諸条件を満たさない場合は入会時支払われなかった、入会金等の金額をお支払いいただきます。（規約、第10条参照）

## 第9条 会費等の支払について

会員は、本ジムの定める会費等を所定の方法で支払わなければなりません。会費等の種類、金額、支払期限及び支払方法等は本ジムが定めるものとします。  
（月会費は、会員が会員資格を有する限り、現実に本ジムの施設を利用しない場合も支払い義務が発生します）

## 第10条 キャンペーンについて

本ジムは、不定期にキャンペーンを行い入会金、月会費などを免除する場合がございます。  
キャンペーン適用でご入会され、また1年未満で退会を希望される場合は、入会時免除された金額を退会時にお支払いいただきます。（※また休会期間はジムの利用期間としてはカウントされません。）

## 第11条 ビジター利用について

①本ジムは、会員の同伴により会員以外の方（以下「ビジター」といいます）に本ジムを利用させることができます。ビジターは、本ジムの施設を利用するにあたり、本規約第17条、第20条に準ずるものとします。  
②前項の規定にかかわらず、本ジムは必要に応じてビジターの入場制限をすることができるものとします。なお、ビジターの料金、その他に関する規則は別に本ジムが定めます。

## 第12条 休会について

- ①会員は、各月の10日（10日が休館日の場合翌営業日）までに本ジムに所定の休会届を提出することにより、翌月から休会することができます。本ジムの事務手続き上、10日を過ぎた場合は翌々月扱いになります。
- ②一回の届出による休会期間は3ヶ月から1年間までとし、休会費は本ジムの定める金額とします。休会最終月の10日までに休会期間の延長を希望する場合は、再度休会届を提出することにより延長が可能です。（最長、1回につき連続1年間まで）
- ③またキャンペーンを適用し入会され、1年未満で休会をご希望される場合、規約、第10条に準ずるものとします。

## 第13条 退会について

会員は、各月の10日（10日が休館日の場合翌営業日）までに本ジムに所定の退会届を提出することにより、その月末限りで退会することができます。電話等口頭での退会は受け付けません。10日を過ぎた場合は、本ジムの事務手続き上、翌月末日扱いになります。なお、本ジムが退会届を受領しない限り会費支払義務は発生するものとします。※またキャンペーンを適用し入会され、1年未満で退会をご希望される場合、規約、第10条に準ずるものとします。

## 第15条 ジムの休業について

本ジムは、原則として別紙に表記する日を定休日及び季節休業とします。また、その定休日及び季節休業のほか、諸施設の補修、試合参加、その他本ジムの都合により休業することがあります。

なお、休業に関してのお知らせは原則としてジム内、ホームページ上にて掲示します。ただし、施設安全管理の面から緊急工事が必要な場合など緊急の事態が発生した場合には、あらかじめ掲示することなく一部または全部の施設を休業することができるものとします。

## 第16条 施設の廃止・利用制限等

- ①本ジムは、次の事由により本ジムの一部または全部を閉鎖または臨時休業することができます。
  - 一 台風その他異常気象、風水火災害、地震、近隣の事故等で本ジムの業務遂行に支障があるとき。
  - 二 施設の改造または補修工事実施のとき。
  - 三 法令の制度改廃、行政指導、社会情勢、経済状況の著しい変化があったとき。
  - 四 その他閉鎖または臨時休業の必要があると認められるとき。
- ②本ジムは、施設を利用して一般を対象としたスポーツスクール等を、あらかじめ館内掲示することにより開催することができます。なお、会員はこれらのスクールで使用する間の当該施設は原則として利用できないものとします。この場合、会員に対する補償はいたしません。
- ③各種大会及び特別行事を開催参加する場合、施設の一部または全部の利用が制限されることがあります。

## 第17条 会員の利用及び施設内での事故やトラブル等

- ①会員は、自己の責任と危険負担において、他の会員と協調して、本ジムの施設を利用するものとします。
- ②指導者は事故が起きないように万全の注意を払うが、本ジムの活動において発生した不慮の事故による怪我傷害については、スポーツ安全保険を適用し本ジムは責任を一切負わないものとする。
- ③本ジムは、会員が本ジムの施設利用中に生じた盗難、怪我、病気その他の事故について、本ジムの責めに帰すべき事由がない限り、責任を負いません。会員同士の本ジム内外でのトラブルについても同様とします。
- ④よって、会員は、本ジム、または関係者に対し上記各事故・トラブルについて損害・損失（治療費、通院費、慰謝料、損失補償等を含みます）の賠償その他法的請求をすることができないものとします。
- ⑤会員は、本ジムにおいて、技量を越えた行為及び危険行為は行ってはならないものとします。また、本ジムの事前の書面による承諾なしに、対価を得て他の利用者に対する指導行為を行ってはならないものとします。

## 第18条 責任事項

会員は、本ジムが会員制であることを認識し、同伴したビジターの本ジム内における行為、ジムに対する支払い及び事故等一切につき、連帯責任を負うものとします。

## 第19条 変更事項

会員は、住所または連絡先等入会申込書記入事項に変更のあった場合は速やかに所定の書面で届け出るものとします。

## 第20条 会員資格停止及び除名

本ジムは、会員が次の各号の一つに該当すると認めた場合は、会員資格の一時停止または除名をすることができます。

- ① 本ジムの定める会費・諸費用につき、3ヶ月以上滞納したとき。  
(除名の場合も除名以前の会費・諸費用は全て納入していただきます。)
- ② 本ジム内の設備や備品を故意に毀損したとき。
- ③ 本規約、その他本ジムが定める規則に違反したとき。
- ④ 本ジムの名誉、信用を毀損し、または秩序を乱したとき。
- ⑤ 入会書類に虚偽を記載したことが判明したとき。
- ⑥ 会員として品位を損なうと認められる非行があったとき。
- ⑦ 伝染病等他人に伝染・感染するおそれのある疾病に罹患したとき。
- ⑧ 本ジムの合理的な指示・指導に従わないとき。
- ⑨ その他本ジムが、社会通念に照らし、本ジム会員としてふさわしくないと認めたとき。

## 第21条 責任事項

会員は、本ジムが会員制であることを認識し、同伴したビジターの本ジム内における行為、ジムに対する支払い及び事故等一切につき、連帯責任を負うものとします。

## 第22条 変更事項

会員は、住所または連絡先等入会申込書記入事項に変更があった場合は速やかに所定の書面で届け出るものとします。

## 第23条 諸費用の改定

本ジムは、本規約に基づいて会員が負担すべき諸費用を、社会情勢・経済状況の変動等を参考にして改定することができます。この場合、本ジムは改定日の1ヶ月以上前までに施設内への掲示及びジムホームページにて会員に告知するものとします。

## 第24条 本規約の改定

本ジムが本規約の改定及び変更を行うときは改定日の1ヶ月以上前までにその内容を施設内への掲示及び当社ホームページにて会員に告知するものとします。

また、その効力は当該改定及び変更時に在籍する全ての会員に及ぶものとします。

## 第25条 個人情報保護

本ジムの保有する会員様の個人情報を、本ジムが定める「個人情報保護方針」にしたがって管理します。

## 第26条 告知方法について

本会則における会員様への告知方法は、施設内への掲示およびホームページに掲載する方法とします。

## 第27条 紛争の場合の措置について

本契約に定めのない事項が生じた時、又はこの契約条件の各条項の解釈につき疑義紛争が生じた時は、甲乙誠意をもって協議の上解決するものとします。

協議によっても解決しない場合は法令に従い必要な対応を致します。

## 第28条 附 則

本規約は2018年11月1日より施行します。

## 名称及び所在地

名 称：T GRIP TOKYO FITNESS STUDIO (ティーグリップトウキョウ・フィットネス・スタジオ)  
住 所：〒169-0075 東京都新宿区高田馬場2-11-9 埼玉ビル2F 03-6228-0206  
情報：MAIL/mail@tgriptokyo.com WEB/http://tgriptokyo.com/